

【大阪公立大学大学院 理学研究科】

取扱要領 一修士一

学位論文の取り扱いについて

令和4年4月1日 制定
令和5年1月8日 改正

項 目

修⼠学位授与申請から学位授与までの概略

学位論文審査実施要項（修士）

第1 学位授与申請

- 1 申請資格
- 2 申請手続
- 3 申請期限

第2 学位授与の審査

- 1 学位論文審査委員会の設置
- 2 学位論文審査委員会の任務
- 3 審査期限

第3 学位授与の審議

【参考資料】大阪公立大学大学院理学研究科における学位論文に係る評価基準（ディプロマポリシー）

[問合せ先]

教育推進課 理学研究科教務担当

E-mail : kyik-sci@ml.omu.ac.jp

【杉本】

〒558-8585 大阪府大阪市住吉区杉本3-3-138

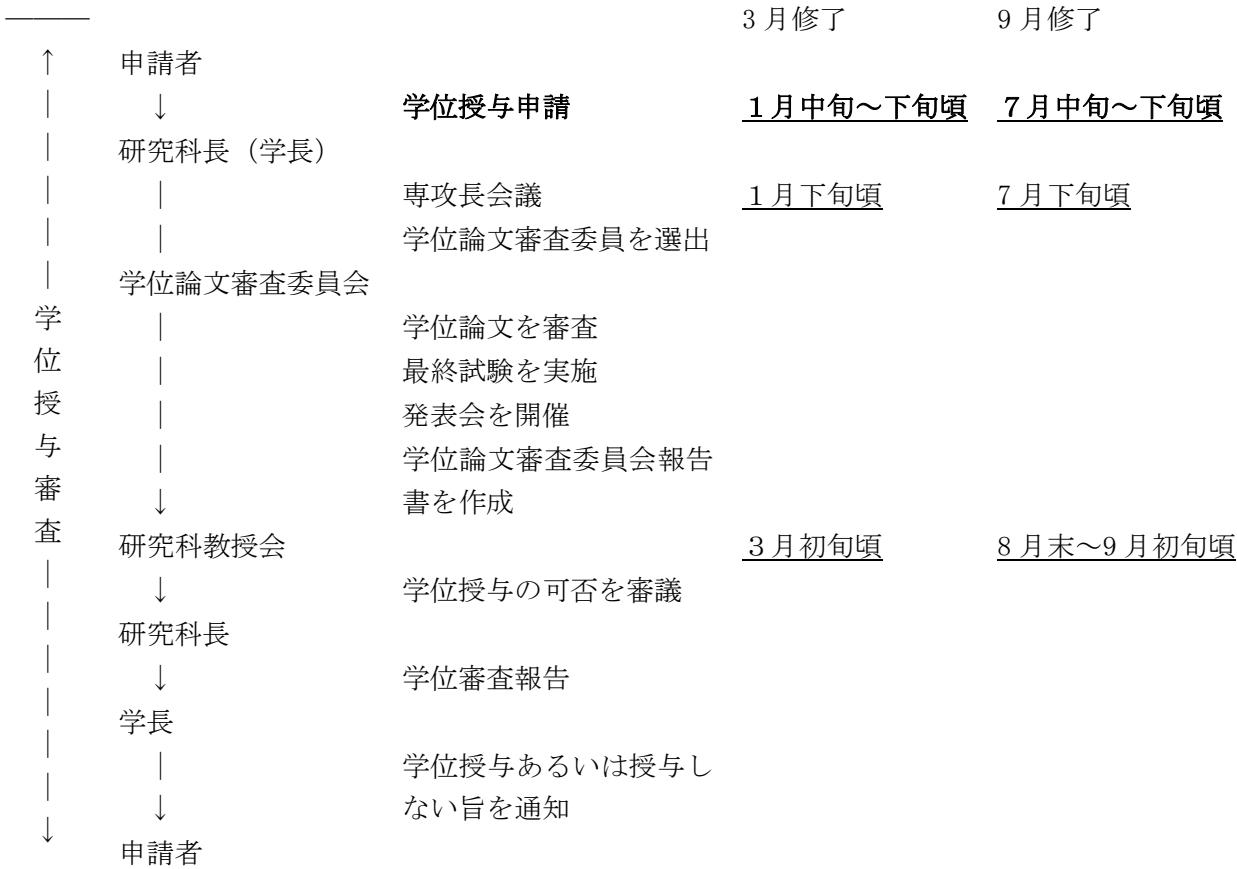
TEL : 06-6605-2504

【中百舌鳥】

〒599-8531 大阪府堺市中区学園町1-1

TEL : 072-254-8396

【修士学位授与申請から学位授与までの概略】



大阪公立大学大学院理学研究科

学位論文審査実施要項（修士）

令和4年4月1日 制定
令和5年1月8日 改正

第1 学位授与申請

1 申請資格

学位授与を申請することができる者の資格は次のとおりとする。

資格1. 本学大学院理学研究科博士前期課程に在学中の者のうち、学位論文審査終了時までに在学期間が2年に達し、かつ、所属の専攻の必修科目を含め所定の単位を修得する見込みである者（学位規程第4条第1項）。

資格2. 上記以外の者で、資格1と同等以上の研究歴を有することが、研究科教授会で認められた者。

2 申請手続

学位授与申請をする者は、次の書類を研究科長あてに提出する（学位規程第5条第1項）。

- | | |
|------------------|--------|
| ア 学位授与申請書（様式第3号） | ・・・ 1通 |
| イ 修士論文 | ・・・ 1通 |
| ウ 論文題目届（様式第12号） | ・・・ 1通 |

3 申請期限

申請資格1または2に該当し、かつ3月（または9月）に所定の単位を修得する見込みのある者にあっては専攻長会議で定められた期日までとする。

第2 学位授与の審査

1 学位論文審査委員会の設置

(1) 専攻長は、以下のアからエの規定を考慮して学位論文審査委員会構成案を作成し、研究科長に提案する。

- | |
|--|
| ア 審査委員には3名以上の研究科教授を含めるものとする（学位規程第8条第2項）。 |
| イ 前項の規定にかかわらず、研究科教授会において特に認めるときは、当該研究科の准教授又は講師を、1名に限り審査委員に充てることができる（学位規程第8条第3項）。 |
| ウ 研究科教授会において必要があると認めるときは、前2項に定める審査委員のほかに、次の各号に掲げる者を加えることができる（学位規程第8条第4項）。 |

1. 当該研究科准教授及び講師
2. 他の研究科の教授、准教授及び講師
3. 他の大学院の教授
4. 研究所等の教員等

エ ア、イに定める審査委員のうちから主査を決定する（学位規程第8条第5項）。ただし、

取扱要領(修士)

- 研究指導教員は主査になることはできない。しかし、当該研究分野の特殊性などから研究指導教員が主査となることを研究科教授会が特に認める場合は、この限りではない。
- (2) 研究科長は、会議の開催以前に申請者の氏名、論文題目、学位論文審査委員会構成案を研究科教授会構成員全員に配付する。
- (3) 研究科教授会の承認により学位論文審査委員会を設置する。
- (4) 前項の規定にかかわらず、研究科教授会で審議する事項においては、研究科教授会から委任された専攻長会議で審議するものとする。

2 学位論文審査委員会の任務

学位論文審査委員会の主たる任務は、次のとおりである。

- (1) 学位論文の審査

- (2) 最終試験の実施

最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について口述または筆記により行う（学位規程第9条）。

- (3) 学位論文審査結果の報告

学位論文の審査及び最終試験を終了した後、次の事項を記載した学位論文審査委員会報告書（様式第7号）を作成し研究科長に提出する。

ア 学位論文の内容の要旨

イ 学位論文審査結果の要旨

ウ 最終試験結果の要旨

3 審査期限

審査及び最終試験は、申請者の在学期間中に終了する（学位規程第11条第1項）。

第3 学位授与の審議

学位授与の審議は、研究科教授会において次の方法により行う（学位規程第13条）。

- (1) 研究科長は、研究科教授会の開催以前に、博士前期課程修了判定資料及び、学位論文審査委員会報告書に基づく学位論文審査記録を全教授に配付する（学位規程第12条）。
- (2) 研究科教授会における学位授与の審議は、研究科教授会構成員の3分の2以上の出席を必要とし、次の順序により行う。
- ア 博士前期課程修了判定資料及び、学位論文審査記録に基づいて審議を行い、学位授与の可否を議決する。
- イ 学位を授与することの議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

大阪公立大学大学院理学研究科における学位論文に係る評価基準
(ディプロマポリシー)

(博士前期課程)

基礎科学分野の広範で体系的な専門知識の修得を通して、学生の主体的な探求心を育み、高い学識と創造力、倫理観を有し、先端科学技術の発展や社会に貢献できる人材を養成する。この教育目的に照らして、次のような能力を身につけたものに修士の学位を授与する。

1. 主体的な探究心を持ち、基礎科学分野の高度な専門知識を身につけている。
2. 専門分野に関する豊かな教養と高い倫理観、創造力を有している。
3. 社会の発展に貢献できる高度な専門性をもち、研究者・技術者等としての研究遂行能力を有している。
4. 高度専門性をもつ研究者・技術者等に必要な能力（ディスカッション能力、発表能力、問題解決能力、論理的思考力）を身につけている。